

○国東市公式LINEアカウント運用基準

令和5年3月20日

告示第15号

改正 令和6年3月28日告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、国東市(以下「本市」という。)の事業や取り組み、イベント等市政における様々な情報をLINEで発信することで、市内外に本市の魅力を発信すること及び市民サービスの向上を図ることを目的として、本市の公式LINEアカウント(以下「公式アカウント」という。)を運用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、用語の意義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) LINE LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリをいう。
- (2) アカウント LINEを利用するために取得する権利をいう。
- (3) チャットボット チャットを受け取った際に自動で返信を行う機能をいう。

(公式アカウントに関する基本情報及び運用方法)

第3条 公式アカウント名は「国東市」とする。

- 2 公式アカウントを利用する者(以下「利用者」という。)は、本運用基準に同意したものとみなす。
- 3 公式アカウントの適切かつ円滑な運用を図るため、運用管理者を置き、政策企画課長をもって充てる。
- 4 公式アカウントの管理は政策企画課広報・DX推進係が行い、メッセージの投稿は各部署で行う。
- 5 投稿は不定期に行うものとし、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く開庁時間内の正時の間に行うものとする。ただし、緊急時など各所属長の認めるときはこの限りでない。

(国東市公式ホームページとの関連性)

第4条 運用管理者は、なりすましにより誤情報が広がることを防ぐため、公式アカウント名及び友だち登録用URLを、国東市公式ホームページ(以下「本市ホームページ」という。)内に掲載することとする。

(発信する主な内容)

第5条 公式アカウントで発信する主な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政情報等に関する情報
- (2) 市民サービス等に関する情報
- (3) 防災、災害等に係る緊急情報
- (4) その他適当と認められる情報

(個人情報に関する取り扱い)

第6条 運用管理者は、公式アカウントの運用上取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び国東市個人情報保護法施行条例(令和5年国東市条例第1号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(知的財産権)

第7条 公式アカウント掲載情報に係る著作権、商標権等の知的財産権は、本市又は原著作者等に帰属するものとし、無断で複製又は転用はできないものとする。

(友だち登録機能及びメッセージ機能の使用制限)

第8条 公式アカウントは、情報提供の手段として運用を行うため、原則友だち登録機能及びチャットボットを用いない個別のメッセージのやり取りは行わないものとする。ただし、公式アカウントの運用目的に照らして運用管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 掲載している情報への問合せ等は、本市ホームページ内のお問合せ入力フォームから受け付けるものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。利用者の行為が禁止事項に該当すると運営管理者が判断した場合は、事前の通告なしに当該利用者アカウントのブロックその他本市が適切と判断する措置を講じるものとする。

- (1) 他の利用者又は第三者に住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定、開示、漏洩する等のプライバシーを著しく侵害する行為
- (2) 知的財産権の侵害等、本市又は第三者の権利を侵害する行為
- (3) 特定の利用者や個人、企業、団体等を誹謗又は中傷する行為
- (4) 法令若しくは公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (5) 営業、販売行為等、営利を目的とした行為
- (6) 政治又は宗教活動を目的とした行為
- (7) 虚偽や事実と異なる情報を掲載する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営管理者が合理的理由により不適切と判断する行為

(免責)

第10条 運用管理者は、公式アカウントに投稿する内容、利用者が公式アカウントを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について保証しない。

2 LINE内に表示される企業広告は、本市とは一切関係のないものであり、広告によるいかなる理由での損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 公式アカウントの利用に関し、利用者与其他の利用者又は第三者との間に生じたトラブル等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

4 公式アカウントは、LINE株式会社のシステムにより運用されているため、同社の

システム運用状況や、同社又は第三者から提供されているソフトウェア等の機能及び利用方法に関する技術的な質問等には関与しないものとする。

- 5 前各項に掲げるもののほか、公式アカウントに関連する事項に起因し、又は関連して生じた損害に対して本市は一切の責任を負わないものとする。

(運用基準の変更等)

第11条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この運用基準の変更、見直し、運用の中止等を行うことができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示に関して必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年告示第34号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。